官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四三）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二六～一三二）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一三三～一三五）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一三六～一三八）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○経済産業省令第四十三号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第六項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月九日

経済産業大臣　武藤　容治

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一種特定原産地証明書の発給）	（第一種特定原産地証明書の発給）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に行われた申請に基づき第一種特定原産地証明書を発給する場合には、第一種特定原産地証明書にその旨を記入するものとする（日タイ協定に係る第一種特定原産地証明書の発給を行う場合を除く。）。	5　経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に行われた申請に基づき第一種特定原産地証明書を発給する場合には、第一種特定原産地証明書にその旨を記入するものとする。

様式第十一を次のように改める。

Appendix 1-A(JAPAN)

1. Exporter's Name, Address and Country:	Reference No.	Number of page /
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country:	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
3. Means of transport and route		

4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	5. Preference criterion	6.Quantity or gross weight	7. Invoice number and date

8. Remarks:	
9.Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan, Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company:_____	10.Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp Place and Date: _____ Signature: _____

Appendix 1- B(JAPAN)

This form is used for originating goods of Japan for the purpose of preferential treatment under the Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership (hereinafter referred to as "the Agreement").

General Conditions:
The conditions for the preferential tariff treatment under the Agreement is that the goods exported to Thailand should:

i. fall within description of products eligible for concession in Thailand;
ii. comply with one of the requirements set out in Preference Criteria ; and
iii. comply with the consignment criteria of Article 32 of the Agreement .

Preference Criteria:

WO The good is wholly obtained or produced entirely in Japan, as defined in paragraph 2 of Article 28.

PE The good is produced entirely in Japan exclusively from originating materials of Japan.

PS The good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of Chapter 3, when the good is produced entirely in Japan using non-originating materials in whole or part.

Instructions for Certificate of Origin:

For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the document should be completed legibly and in full by the exporter or its authorised agent. Any item of the form should be completed in the English language. The certificate of origin should be no longer valid, if it is completed in any languages other than English or modified after the issuance.

If the space on the certificate is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other related information, the exporter or its authorised agent may provide the information using additional form of Appendix 1-A (JAPAN). In that case, every additional Appendix 1-A (JAPAN) should be completed legibly and in full by the exporter or its authorised agent and by the competent governmental authority or its designee.

Field 1: State the full name, address and country of the exporter.

Field 2: State the full name, address and country of the importer or consignee.

Field 3: Provide the name of loading port, transit port and discharging port and, the name of vessel / flight number, as far as known. In case of retroactive issuance, the date of shipment (i.e. bill of lading or airway bill date).

Field 4: Provide item number (as necessary), marks and numbers, number and kind of packages, Harmonized System (hereinafter referred to as "HS") tariff classification number based on the same edition of the HS as applied in Annex 2 and description of each good consigned.

For each good, indicate the HS tariff classification number at the six-digit level.

In principle, the description should be substantially identical to the description of the invoice and to the description under the HS for the good.

With respect to each good of Chapter 16 of the HS, the materials taken by the authorised fishing vessels on the IOTC Record, and names, registered numbers and nationalities of such vessels should be indicated (if such materials were used in the production of the good(s)).

With respect to each good of Chapter 7,16,18,19 or 20 of the HS, the materials of non-Parties which are member countries of the ASEAN and the names of such non-Parties should be indicated (if such materials were used in the production of the good(s)).

With respect to each good of Chapter 61 or 62 of the HS, the materials of the other Party or non-Parties which are member countries of the ASEAN, the processes or operations conducted in such Party or non-Parties, and the names of such Party or non-Parties should be indicated (if such materials were used in the production of the good).

Field 5: For each good, state which preference criterion (WO, PE or PS under Preference Criteria above) is applicable. The rules of origin are contained in Chapter 3 and Annex 2.

Note: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good of a Party must meet at least one of the criteria given.

Indicate "ACU" for accumulation, and "DMI" for *De Minimis*, if applicable.

Field 6: For each good, indicate the quantity or gross weight.

Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into Thailand.

If the invoice is issued by a person different from the exporter or its authorised agent to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods are invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.

In an exceptional case where the invoice number of an invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, field 7 should indicate the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued and it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue the invoice.

Field 8: If the certificate of origin is reissued in accordance with paragraph 4 of Rule 4 of Part1 Section 2, the issuing authority should indicate the date of issuance and the reference number of the original certificate of origin. Other remarks as necessary.

Field 9: This field should be completed, signed and dated by the exporter or its authorised agents. The “Date” should be the date on which the certificate of origin is applied for.

Note: The exporter’s or its authorised agent’s signature may be autographed or electronically printed.

Field 10: This field should be completed, dated, signed and stamped by the competent governmental authority or its designee of Japan.

Note: The competent governmental authority’s or its designee’s signature may be autographed or electronically printed.

Notice 1. Any items entered in this form should be true and correct. False declaration or documents relating to the certificate of origin should be subject to penalty in accordance with the laws and regulations of Japan.

Notice 2. The certificate of origin should be a basis of determination of origin at the customs authority of Thailand.

附　則

この省令は、令和七年六月二日から施行する。

その他告示

○財務省告示第百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第471回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,978,800,000,000円
⑵　非競争入札発行	額面金額で765,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で619,700,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額で259,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,980,205,315,000円
⑵　非競争入札発行	765,543,150円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	620,139,987,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	259,384,032,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円６銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円７銭１厘
12　利率	年0.9％
13　初期利子	令和７年10月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額$\times\frac{0.9}{100}\times\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年４月１日及び10月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和９年４月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和７年４月１日

○財務省告示第百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第178回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,827,400,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,334,831,250,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で492,568,750,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で300,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で572,000,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で239,300,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	1,832,713,100,000円
⑵　非競争入札発行	300,870,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	573,658,800,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	239,993,970,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年４月11日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円25銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円29銭
12　利　率	年1.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{22}{365}$
14　初　期　利　子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和12年３月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和７年４月11日

○財務省告示第百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第378回）
2　発行の根拠法律及びその条項	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,966,200,000,000円 うち、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で454,559,200,000円（令和７年度予算分）、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で940,361,050,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で571,279,750,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,695,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で631,600,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で219,900,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,965,243,490,000円
⑵　非競争入札発行	1,694,152,500円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	631,284,200,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	219,790,050,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月４日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円84銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円95銭
12　利率	年1.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額$\times\frac{1.4}{100}\times\frac{15}{365}$
14　初期利子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額$\times\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和17年３月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年４月４日

○財務省告示第百二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第192回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で750,900,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で247,296,400,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で344,698,300,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で158,905,300,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で248,900,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で88,500,000,000円

7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	756,070,050,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	250,617,410,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	89,110,650,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月16日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円35銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円69銭
12　利率	年2.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{27}{365}$
14　初期利子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和27年３月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年４月16日

○財務省告示第百三十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第86回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で600,600,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で330,820,900,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で218,652,250,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で51,126,850,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で199,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	599,113,350,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	198,602,250,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月９日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円75銭
12　利率	年2.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{20}{365}$
14　初期利子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。

16　償　還　期　限　令和37年３月20日
17　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和７年４月９日

○財務省告示第百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（10年）（第359回、第361回、第371回、第373回及び第377回）、利付国庫債券（20年）（第120回、第128回、第129回、第134回、第139回、第152回、第161回、第164回、第169回、第170回、第171回、第172回、第173回及び第174回）及び利付国庫債券（30年）（第17回、第28回、第32回及び第33回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で649,300,000,000円
内訳（別表のとおり）

7　払込金額　586,809,197,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和７年４月18日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年４月17日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和７年４月18日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第359回）	0.1％	令和12年６月20日	80,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第371回）	0.4％	令和15年６月20日	4,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第373回）	0.6％	令和15年12月20日	4,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第377回）	1.2％	令和16年12月20日	100,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第120回）	1.6％	令和12年６月20日	24,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	20,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第152回）	1.2％	令和17年３月20日	1,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第161回）	0.6％	令和19年６月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第164回）	0.5％	令和20年３月20日	19,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第169回）	0.3％	令和21年６月20日	600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第170回）	0.3％	令和21年９月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第171回）	0.3％	令和21年12月20日	48,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第172回）	0.4％	令和22年３月20日	129,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第173回）	0.4％	令和22年６月20日	10,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第174回）	0.4％	令和22年９月20日	103,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第17回）	2.4％	令和16年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第28回）	2.5％	令和20年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	24,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第33回）	2.0％	令和22年９月20日	26,000,000,000円

○財務省告示第百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第175回、第176回、第181回、第183回、第189回、第190回及び第191回）、利付国庫債券（30年）（第34回、第35回、第36回、第41回、第43回、第44回、第47回、第58回、第64回及び第65回）及び利付国庫債券（40年）（第13回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で449,400,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	364,019,993,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年４月23日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和７年４月22日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年４月23日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第175回）	0.5％	令和22年12月20日	266,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第176回）	0.5％	令和23年３月20日	100,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第181回）	0.9％	令和24年６月20日	14,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第183回）	1.4％	令和24年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第189回）	1.9％	令和26年６月20日	3,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第190回）	1.8％	令和26年９月20日	3,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第191回）	2.0％	令和26年12月20日	11,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	9,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年９月20日	9,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年３月20日	13,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第41回）	1.7％	令和25年12月20日	2,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第43回）	1.7％	令和26年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第44回）	1.7％	令和26年９月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第47回）	1.6％	令和27年６月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第58回）	0.8％	令和30年３月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第64回）	0.4％	令和31年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第65回）	0.4％	令和31年12月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（40年）（第13回）	0.5％	令和42年３月20日	6,400,000,000円

○財務省告示第百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第470回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で15,276,950,000円
6	払込金額	15,280,005,390円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年４月９日
10	発行価格	額面金額100円につき100円２銭
11	利率	年0.8％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{0.8}{100}$×$\frac{39}{365}$
13	初期利子	令和７年９月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年３月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年４月９日

○財務省告示第百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第177回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で6,257,000,000円
6	払込金額	6,258,877,100円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年４月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円３銭
11	利率	年1.1％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{111}{365}$
13	初期利子	令和７年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和11年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年４月10日

○財務省告示第百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第377回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で9,603,650,000円
6	払込金額	9,473,040,360円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年４月９日
10	発行価格	額面金額100円につき98円64銭
11	利率	年1.2％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.2}{100}$×$\frac{110}{365}$
13	初期利子	令和７年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和16年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年４月９日

○財務省告示第百三十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第178回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で105,111,880,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和７年４月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年0.87％
10	初期利子	令和７年10月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.87}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和10年４月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和７年４月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年４月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年４月15日から令和８年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和８年10月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年４月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和７年10月15日から令和８年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和７年10月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百三十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第168回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で288,220,080,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和７年４月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.03％
10	初期利子	令和７年10月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.03}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和12年４月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和７年４月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年４月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年４月15日から令和８年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和８年10月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$

17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年４月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和７年10月15日から令和８年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和７年10月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百三十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第180回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で220,076,860,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年４月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年0.92％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和７年10月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.92}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和17年４月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和７年４月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年４月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年４月15日から令和８年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和８年10月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年４月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和７年10月15日から令和８年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和７年10月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年５月９日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．中央道集中工事に伴う料金調整の実施について

①　中央道集中工事に伴う料金調整㋐

⑴　料金の調整を行う自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）を流出又は流入する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線の八王子ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という。）から河口湖ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道西宮線の大月ＪＣＴから小牧東ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の岡谷ＪＣＴから安曇野ＩＣまでの各ＩＣ、中部横断自動車道の双葉ＪＣＴから六郷ＩＣまでの各ＩＣ及び首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川ＩＣから八王子ＪＣＴまでの区間を流出又は流入する自動車に限る。

⑵　料金調整額等

第一東海自動車道の東京ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年５月12日から令和７年５月31日まで。

⑷　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

②　中央道集中工事に伴う料金調整⑷

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年５月12日から令和７年５月31日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道富士吉田線の府中スマートＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道富士吉田線の調布ＩＣから国立府中ＩＣまでの各ＩＣ
中央自動車道富士吉田線の調布ＩＣから国立府中ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道富士吉田線の府中スマートＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．小田原厚木道路リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口インターチェンジ及び出口インターチェンジ相互間を利用し、一般道への迂回を目的として、⑸に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年５月10日から令和７年８月８日までの間の休日。

⑷　対象入口・出口インターチェンジ

・上り線

入口インターチェンジ	出口インターチェンジ
・小田原厚木道路の荻窪インターチェンジ及び小田原西インターチェンジ	・第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
・西湘バイパス全線	・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

・下り線

入口インターチェンジ	出口インターチェンジ
・第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ	・小田原厚木道路の荻窪インターチェンジ及び小田原西インターチェンジ
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ	・西湘バイパス全線

⑸　対象流出・再流入インターチェンジ

・上り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
・小田原厚木道路の小田原東インターチェンジ	・第一東海自動車道の大井松田インターチェンジ

・下り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
・第一東海自動車道の大井松田インターチェンジ	・小田原厚木道路の小田原東インターチェンジ

⑹　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

北海道千歳市花園七丁目四番一一号

株式会社黒沢電気

代表清算人　黒澤　雅裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

北海道沙流郡平取町字紫雲古津二〇〇番地二

有限会社アロエ・カンパニー

清算人　津川　司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

仙台市青葉区小田原四丁目二番一〇号

株式会社仙台在宅介護センター

代表清算人　野田万紀子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

山形県酒田市北新橋一丁目八―一

特定非営利活動法人ふれあいヘルパーサービス

清算人　本間美津瀬

解散公告

当社は、令和七年四月二日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

栃木県鹿沼市上野町三二一番地二

デリシード株式会社

代表清算人　浅野　知則

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目三番五号

特定非営利活動法人ｎｏｍａｌｉ

代表清算人　永渕　元康

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

埼玉県入間市宮寺四一〇二番地二四一

株式会社カットジャパン

代表清算人　田畑　光央

解散公告

当社は、令和七年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

千葉県千葉市美浜区二丁目七番七棟五一〇

株式会社ＬＸ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　松本　天歌

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

千葉県浦安市日の出一丁目三番五号棟二〇八

株式会社早慶ブレイン

代表清算人　漁　洋子

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

千葉県浦安市当代島三丁目三―二七

株式会社モトアラウンド

代表清算人　田中　直樹

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都練馬区北町一丁目三二番一号

有限会社洋品マツヤ

清算人　平松　一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都大田区大森西一丁目一八番一一号

有限会社鳥澤均建築事務所

清算人　鳥澤　均

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都江東区東砂七―二―一一

株式会社コミュニケーションサービス

代表清算人　石渡　敦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都目黒区中町二丁目三七番二五―二〇二号

株式会社ＢｅＢｏｒｎ　ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表清算人　志賀　玲果

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都板橋区赤塚一丁目三三番七号

テック・ラーニング株式会社

代表清算人　山川　隆史

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都目黒区八雲五丁目一〇番一二号グリーンヒル駒沢公園三〇四

株式会社ｎｅｔｅｒｏ

代表清算人　馬渕　直人

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都渋谷区宇田川町三二番七号一一階

一般社団法人ビューティコンサルティングジャパン協会

代表清算人　山本　洋史

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都港区南青山六丁目五番五五号

株式会社ＢＬＵＥ

代表清算人　桂　　信

解散公告

当社は、令和七年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都杉並区宮前一丁目一四番一六号アートイン杉並一〇六

代表清算人　吉井誠一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都板橋区板橋四丁目三七番五号日東住宅二号館一階

東洋プリンター株式会社

代表清算人　張　景　春

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都千代田区麹町三丁目三番地ＫＤＸ麹町ビル四階

株式会社アディオ

代表清算人　髙橋　智礼

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都八王子市三崎町五番二二号シフォス・イーケー七階

有限会社かわ邑

清算人　川村　啓子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

薬院プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

今泉プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

一般社団法人名古屋レジデンシャルマスターリース

代表清算人　菊地　耕平

解散公告

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・セブン一般社団法人

代表清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

横浜市泉区中田西一丁目六番三二号一階

株式会社Ｌａｒｇｏ

代表清算人　會津　将也

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

神奈川県川崎市宮前区犬蔵二丁目三番四七―二号

ＩＤＳ３号合同会社

清算人　株式会社ファーマシー・オフィスデポ

職務執行者　濱田　秀美

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

神奈川県川崎市宮前区犬蔵二丁目三番四七―二号

ＩＤＳ５号合同会社

清算人　濱田　秀美

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

石川県鹿島郡中能登町久江ケ乙部一六番地

株式会社エヌテックス

代表清算人　中村　信二

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

長野市篠ノ井御幣川一一三六番地

株式会社モイスティーヌ笑

代表清算人　相澤　見佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

静岡県浜松市中央区城北三丁目三番一五号

有限会社京広電機製作所

清算人　鈴木　　修

解散公告

当法人は、令和七年三月十五日をもって解散いたしましたので当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県名古屋市瑞穂区下坂町四丁目一八番地

特定非営利活動法人みずほ

清算人　栗山佐代子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

名古屋市中区栄四丁目二一番二四号

株式会社ＶＧ

代表清算人　山岸　靖明

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県名古屋市名東区八前二丁目八〇七番地

大栄建設株式会社

代表清算人　大井　直樹

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字東更屋敷六〇番地

有限会社今良

清算人　今枝　好文

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

名古屋市守山区高島町二一三番地の一

絆合同会社

清算人　清水　嵩之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

三重県津市安濃町内多二五一六番地

長谷川設備有限会社

代表清算人　長谷川聡子

解散公告

当社は、令和七年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

京都市伏見区横大路西海道六番地の七

有限会社ヤナセ製作所

清算人　猪俣　洋介

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

京都府舞鶴市字岡田由里五九一番地

有限会社曽良商店

清算人　村田　芳信

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

京都市右京区太秦井戸ケ尻町二二番地の八

株式会社鈴清

代表清算人　鈴木　幹朗

解散公告

当法人は、令和七年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪府高石市羽衣一丁目二一番五号

一般財団法人羽衣会館

代表清算人　大野　義朗

解散公告

当社は、令和七年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪市西区西本町一丁目四番一号

アクロスワールド株式会社

代表清算人　溝口　聡史

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪市浪速区難波中二丁目一〇番五二号

株式会社シー・エヌ

代表清算人　西島　宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪府高槻市北昭和台町二一番一二号

株式会社アガワ

代表清算人　阿川　國弘

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪府吹田市芳野町一二番四号

株式会社エノキモータース

代表清算人　内山　洋一

解散公告

当法人は、令和七年三月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

兵庫県相生市那波大浜町九番八号

特定非営利活動法人相生すぽーつＮｅｔ

清算人　岡田　義信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

神戸市西区櫨谷町菅野三八二番三

有限会社徳山商運

清算人　徳山多佳子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

広島県庄原市永末町一四〇番地五

株式会社さくらファーム庄原

代表清算人　加藤　政利

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

広島市佐伯区五日市中央七丁目二四番三三―二一号

有限会社アンビックコーポレーション

清算人　平田　一貴

解散公告

当法人は、令和七年四月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二三四番地三五　ＮＰＯ法人花見山心の手紙館

清算人　渡辺　浩幸

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

徳島県徳島市北矢三町四丁目六番五〇―一号

合同会社グリーンオアシス

清算人　池本　哲也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

香川県丸亀市郡家町五〇一番地二

有限会社カーパートナー村山

清算人　村山　一美

解散公告

当連合会は、令和七年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当連合会に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛媛県西予市野村町野村一二号四七〇番地

愛媛県内水面漁業協同組合連合会

代表清算人　岡村　重治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

福岡県糸島市前原西四丁目一四番二六号

日髙木工有限会社

清算人　日髙　正成

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

長崎市古町五四番地

一般社団法人長崎県管工事協会

代表清算人　岩永堅之進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

熊本県合志市幾久富一八六六番地一〇〇五

光洋建機有限会社

清算人　立山　司郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

熊本市西区春日四丁目二―三三

有限会社ザ・ベイクド・ポテト

清算人　杉町ひろみ

解散公告

当社は、令和七年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大分県宇佐市大字下高家二〇一九番地

東九州電子工業株式会社

代表清算人　京田　高裕

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

宮崎市清水一丁目二番六号ミリオン清水三〇一号

株式会社やぁぐな

清算人　河野　有子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

沖縄県那覇市曙三丁目一一番一号マンションセンチュリーシティー一Ｆ

株式会社アクア釣具

代表清算人　浦崎　直士

解散公告（第一回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

宮城県栗原郡高清水町字来光沢二〇番地

伊藤ハム米久ブラント労働組合

清算人　武藤　洋平

解散公告（第一回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

静岡県沼津市岡宮寺林一二五九番地

米久労働組合

清算人　宮本　康平

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

高知市堺町二番二六号

医療法人ひろせ矯正歯科

清算人　廣瀬　久三

決　算　公　告

令和７年５月９日

東京都港区西新橋一丁目１番１号
WeWork日比谷Fort Tower

エンタープライズＤＢ株式会社

代表取締役　ロバート・フェルドマン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,366
	固定資産	89
	合計	137,456
負債及び純資産の部	流動負債	97,830
	有給休暇引当金	10,919
	その他	86,910
	株主資本	39,625
	資本金	10
	利益剰余金	39,615
	その他利益剰余金	39,615
	（うち当期純利益）	(6,236)
	合計	137,456

解散公告（第一回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

鹿児島県曽於郡有明町野井倉六九六五番地
サンキョーミート労働組合
清算人　八重尾伸治

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

沖縄県うるま市字喜屋武一六九番地五
医療法人平愛会
清算人　友利　昭夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

福岡県宗像市日の里八丁目三番地二
医療法人恵和中央クリニック
清算人　塩谷　邦彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

北海道苫小牧市花園町四丁目二番五号
医療法人社団メモリアル整形外科
清算人　竹ヶ原信之

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月三十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都町田市能ヶ谷一丁目七番一号ダイヤモンドビル二階
医療法人社団宏建会
清算人　小林　宏基

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

神奈川県小田原市久野四八七一番地六〇
農事組合法人和留沢緑化組合
清算人　廣川　登

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月十日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

富山県高岡市戸出伊勢領一二〇番地
農事組合法人伊勢領第一営農組合
清算人　西尾　勝二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年三月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

神戸市灘区岩屋北町三丁目二番一四号
学校法人小倉育英会
清算人　小倉　宏之

解散公告（第三回）

坂出市坂出土地改良区は令和七年三月二十六日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月七日）の翌日から令和七年八月八日までに清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六九条の二の規定により公告します。なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月九日

香川県坂出市谷町二丁目七番五六号
清算法人坂出市坂出土地改良区
代表清算人　中河　哲郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和五年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

福岡市東区青葉六丁目四〇番七号
学校法人原学園
清算人　原　寛

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年一月二十八日福岡県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

福岡県宮若市金生五八二番地
下金生生産森林組合
清算人　藤島　信介

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和七年五月九日

佐賀県伊万里市立花町広田一五一三番地の一八
職業訓練法人　伊万里共同高等職業訓練運営会
清算人　池田　初美

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十一月十八日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により令和七年四月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大分県別府市北浜三丁目三番一二号
医療法人児玉内科医院
清算人　児玉　智行

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

鹿児島市呉服町五番一二号
医療法人長嶺整形外科医院
清算人　長嶺　隆徳

決算公告　令和７年５月９日

東京都中央区銀座八丁目21番１号
フレクシス株式会社
代表取締役
ダニエル・ジェイムズ・メイナード

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	90,988
	固定資産	288
	合計	91,276
負債及び純資産の部	流動負債	210,068
	固定負債	45,079
	株主資本	△163,870
	資本金	17,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△183,870
	その他利益剰余金	△183,870
	（うち当期純損失）	(55,826)
	合計	91,276

第 23 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都港区芝浦三丁目６番５号
Biz Feel田町

サカーナ・ジャパン株式会社

代表取締役　スティーブン・ジョン・マクノート

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	497,448
	固定資産	87,068
	合計	584,516
負債及び純資産の部	流動負債	628,597
	株主資本	△44,080
	資本金	80,000
	利益剰余金	△124,080
	その他利益剰余金	△124,080
	（うち当期純利益）	(121,805)
	合計	584,516

第 41 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

滋賀県彦根市松原町1880番５
株式会社ファイブスター
代表取締役　柳本　啓之

貸借対照表の要旨　（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,295,429	流動負債	1,355,775
固定資産	3,666,682	（内賞与引当金）	(47,126)
有形固定資産	2,559,791	（内閉店損失引当金）	(2,012)
無形固定資産	128,343	固定負債	477,134
投資その他の資産	978,546	（内退職給付引当金）	(125,292)
		株主資本	3,129,202
		資本金	50,000
		資本剰余金	280,400
		その他資本剰余金	280,400
		利益剰余金	2,798,802
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,786,302
		（内当期純利益）	(440,339)
資産合計	**4,962,112**	**負債・純資産合計**	**4,962,112**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社大京穴吹不動産　②国土交通大臣(8)4139　③代表取締役　森本秀樹　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区金山四丁目６番27号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　株式会社大京穴吹不動産　代表取締役　森本秀樹

第２期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区飯田橋３―13―１
大和ハウスホテルマネジメント大阪城株式会社
代表取締役　藤澤　茂夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	500,968,151
	固定資産	207,789,153
	資産合計	708,757,304
負債及び純資産の部	流動負債	568,532,237
	固定負債	595,000,000
	負債合計	1,163,532,237
	株主資本	△ 454,774,933
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	△ 554,774,933
	その他利益剰余金	△ 554,774,933
	（うち当期純損失）	(514,185,294)
	純資産合計	△ 454,774,933
	負債・純資産合計	708,757,304

第10期決算公告

令和７年５月９日
東京都江東区北砂六丁目19番13号
株式会社なごみエンタープライズ
代表取締役　北川　竜生

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,560
	固定資産	1,302,959
	資産合計	1,378,519
負債及び純資産の部	流動負債	408,163
	固定負債	503,298
	株主資本	467,058
	資本金	70,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	347,058
	その他利益剰余金	347,058
	（うち当期純利益）	(33,374)
	負債・純資産合計	1,378,519

第15期決算公告

令和７年５月９日
千葉県松戸市西馬橋蔵元町183番地
シティプラザⅡ１Ｆ
アールフィールズ株式会社
代表取締役　野田　　亮

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	439,205
	固定資産	2,057,806
	資産合計	2,497,011
負債及び純資産の部	流動負債	103,600
	固定負債	2,136,696
	負債合計	2,240,296
	株主資本	256,714
	資本金	3,000
	利益剰余金	253,714
	その他利益剰余金	253,714
	（うち当期純利益）	(24,871)
	純資産合計	256,714
	負債・純資産合計	2,497,011

第16期決算公告

令和７年５月９日
東京都中央区銀座二丁目14番４号銀座スクエア６階
デューカスコピー・ジャパン株式会社
代表取締役　守　　義明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,539,417
	固定資産	4,735
	合計	1,544,152
負債及び純資産の部	流動負債	1,374,989
	株主資本	169,163
	資本金	100,000
	資本剰余金	23,062
	その他資本剰余金	23,062
	利益剰余金	46,101
	その他利益剰余金	46,101
	（うち当期純損失）	(4,039)
	合計	1,544,152

第７期決算公告

令和７年５月９日
東京都渋谷区笹塚一丁目59番６号
メティス笹塚４Ｆ
Excelfore Japan株式会社
代表取締役　サルンガ・ノーマン・パミンテュアン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	21,784,037
	固定資産	3,050,275
	合計	24,834,312
負債及び純資産の部	流動負債	2,950,491
	固定負債	―
	株主資本	21,883,821
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	18,883,821
	その他利益剰余金	18,883,821
	（うち当期純利益）	(2,329,681)
	合計	24,834,312

2024年度決算公告

2025年５月９日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー30階
マージェント・ジャパン株式会社
代表取締役　中島　隆司

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147,159
	固定資産	56
	合計	147,215
負債及び純資産の部	流動負債	190,746
	株主資本	△43,531
	資本金	20,000
	利益剰余金	△63,531
	その他利益剰余金	△63,531
	（うち当期純利益）	(12,870)
	合計	147,215

第44期決算公告

令和７年５月９日
愛知県半田市青山二丁目20番地の７
株式会社セントラルグループ本社
代表取締役　杉江　　伸

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	473,534
	固定資産	212,866
	資産合計	686,400
負債及び純資産の部	流動負債	33,714
	固定負債	31,200
	株主資本	621,486
	資本金	3,000
	利益剰余金	618,486
	その他利益剰余金	618,486
	（うち当期純損失）	(134,757)
	負債・純資産合計	686,400

第32期決算公告

令和７年５月９日
静岡県御殿場市神山1918番地
株式会社リゾートマネジメント
代表取締役　横山　久一

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	130
	固定資産	870
	合計	1,001
負債及び純資産の部	流動負債	271
	賞与引当金	21
	その他	250
	固定負債	786
	株主資本	△56
	資本金	20
	利益剰余金	△76
	その他利益剰余金	△76
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	1,001

第10期決算公告

令和７年３月31日
横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番32号
株式会社日晃堂
代表取締役　平松　啓央

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	424,419
	固定資産	57,595
	合計	482,014
負債及び純資産の部	流動負債	87,995
	固定負債	3,627
	株主資本	390,391
	資本金	1,000
	利益剰余金	389,391
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	389,141
	（うち当期純利益）	(173,119)
	合計	482,014

第８期決算公告

令和７年３月31日
大阪市中央区安土町三丁目５番13号
株式会社レクストカスタマーサービス
代表取締役　冨田　考宏

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	160,437
	固定資産	10,512
	合計	170,950
負債及び純資産の部	流動負債	153,728
	固定負債	2,051
	株主資本	15,170
	資本金	1,000
	利益剰余金	14,170
	その他利益剰余金	14,170
	（うち当期純利益）	(19,767)
	合計	170,950

第11期決算公告

令和７年３月31日
大阪市中央区安土町三丁目５番13号
株式会社ＩＺＡ
代表取締役　田岡　達也

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	348,778
	固定資産	12,086
	合計	360,864
負債及び純資産の部	流動負債	363,018
	株主資本	△ 2,153
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 3,153
	その他利益剰余金	△ 3,153
	（うち当期純利益）	(18,725)
	合計	360,864

第51期決算公告

令和７年５月９日
大阪市淀川区十三東一丁目11番28号
株式会社ヒラヤマ
代表取締役　山口　鎮雄

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	197,762
	固定資産	90,763
	合計	288,526
負債及び純資産の部	流動負債	4,642
	固定負債	13,000
	株主資本	270,883
	資本金	10,000
	利益剰余金	260,883
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	258,883
	（うち当期純利益）	(13,646)
	合計	288,526

第３期決算公告

令和７年３月31日
大阪市中央区安土町三丁目５番13号
株式会社レクストラボ
代表取締役　日髙　翔

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	95,313
	固定資産	8,284
	合計	103,598
負純資産及のび部	流動負債	66,839
	株主資本	36,758
	資本金	9,000
	利益剰余金	27,758
	その他利益剰余金	27,758
	（うち当期純利益）	(24,129)
	合計	103,598

第９期決算公告

令和７年３月31日
大阪市中央区安土町三丁目５番13号
レクストホールディングス株式会社
代表取締役　小栗　拓也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,542
	固定資産	133,143
	合計	221,685
負純資産及のび部	流動負債	251,518
	株主資本	△ 29,832
	資本金	70,000
	資本剰余金	251,621
	資本準備金	249,396
	その他資本剰余金	2,225
	利益剰余金	△ 351,453
	その他利益剰余金	△ 351,453
	（うち当期純利益）	(96,965)
	合計	221,685

第11期決算公告

令和７年３月31日
大阪市中央区安土町三丁目５番13号
株式会社ＲＥＧＡＴＥ
代表取締役　福島　道子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,368,882
	固定資産	948,558
	合計	3,317,440
負純資産及のび部	流動負債	2,854,145
	固定負債	67,693
	株主資本	395,601
	資本金	30,000
	利益剰余金	365,601
	利益準備金	5,700
	その他利益剰余金	359,901
	（うち当期純利益）	(75,787)
	合計	3,317,440

第56期決算公告

令和７年４月10日
大阪市中央区久太郎町三丁目１番29号
大東鉄板株式会社
代表取締役社長　白川　新治

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,392,190
	固定資産	867,150
	合計	8,259,340
負純資産及のび部	流動負債	5,342,571
	固定負債	331,734
	株主資本	2,542,108
	資本金	99,000
	利益剰余金	2,488,529
	利益準備金	24,750
	その他利益剰余金	2,463,779
	（うち当期純利益）	(352,149)
	自己株式	△ 45,421
	評価・換算差額等	42,926
	合計	8,259,340

第９期決算公告

令和７年３月31日
大阪市中央区安土町三丁目５番13号
株式会社レクストシェアードサービス
代表取締役　小栗　拓也

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	92,259
	固定資産	27,742
	合計	120,002
負純資産及のび部	流動負債	89,245
	固定負債	4,736
	株主資本	26,020
	資本金	9,000
	利益剰余金	17,020
	その他利益剰余金	17,020
	（うち当期純利益）	(19,368)
	合計	120,002

第３期決算公告

令和７年３月31日
大阪市東成区中本三丁目10番６号
株式会社レクストロジスティクス
代表取締役　日笠　徹也

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	270,302
	固定資産	19,888
	合計	290,190
負純資産及のび部	流動負債	277,762
	株主資本	12,428
	資本金	3,000
	利益剰余金	9,428
	その他利益剰余金	9,428
	（うち当期純利益）	(16,822)
	合計	290,190

第21期決算公告

令和７年５月９日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目340番地
株式会社タカコーポレーション
代表取締役　鵜野　協子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	189,418
	固定資産	20,924
	合計	210,343
負純資産及のび部	流動負債	64,105
	固定負債	50,139
	株主資本	96,098
	資本金	10,000
	利益剰余金	86,098
	その他利益剰余金	86,098
	（うち当期純利益）	(17,502)
	合計	210,343

第21期決算公告

令和７年５月９日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目340番地１
株式会社成均企画
代表取締役　鵜野　協子

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,009
	固定資産	592,692
	合計	604,701
負純資産及のび部	流動負債	67,695
	固定負債	338,083
	株主資本	198,923
	資本金	3,000
	利益剰余金	195,923
	その他利益剰余金	195,923
	（うち当期純利益）	(8,668)
	合計	604,701

第44期決算公告

令和７年５月９日
奈良県御所市1363番地
ハイウッド株式会社
代表取締役　髙松　富博

貸借対照表の要旨（令和７年１月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	280
	固定資産	16,628
	合計	16,908
負純資産及のび部	流動負債	1
	固定負債	4,471
	株主資本	1,852
	資本金	100
	資本剰余金	27
	（うち資本準備金）	(25)
	利益剰余金	1,725
	その他利益剰余金	1,725
	（うち当期純利益）	(100)
	評価・換算差額等	10,584
	合計	16,908

第１期決算公告

令和７年５月９日
東京都豊島区南大塚２丁目38－１
株式会社Ｒｅｃｅｐｔ
代表取締役　中瀬　将健

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	26,557,188
	固定資産	282,577
	繰延資産	60,000
	資産合計	26,899,765
負純資産及のび部	流動負債	2,221,608
	固定負債	1,950,000
	株主資本	22,728,157
	資本金	15,997,472
	資本剰余金	14,997,472
	資本準備金	14,997,472
	利益剰余金	△8,266,787
	その他利益剰余金	△8,266,787
	（うち当期純損失）	(8,266,787)
	負債・純資産合計	26,899,765

第１期決算公告

令和７年３月21日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー16階
De Capital Digital株式会社
代表取締役　吉田　知洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	30,308,127
	固定資産	20,000
	資産合計	30,328,127
負純資産及のび部	流動負債	1,448,266
	株主資本	28,879,861
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△1,120,139
	その他利益剰余金	△1,120,139
	（うち当期純損失）	(1,120,139)
	負債・純資産合計	30,328,127

決算公告

令和７年５月９日
千葉県市川市千鳥町10番地
神光自動車興業株式会社
代表取締役　神保　義孝

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,064
	固定資産	7,282
	資産合計	105,347
負純資産及のび部	流動負債	16,692
	賞与引当金	500
	固定負債	40
	株主資本	88,614
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,614
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	78,314
	（うち当期純利益）	(4,094)
	負債・純資産合計	105,347

第１期決算公告

令和７年３月31日
東京都千代田区丸の内三丁目２番２号
丸の内二重橋ビル３階
ユーラゼオグローバル
インベスタージャパン株式会社
代表取締役　ガブリエル・クンデ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,380
	資産合計	69,380
負純資債及産のび部	流動負債	64,314
	（うち賞与引当金）	(27,549)
	株主資本	5,066
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,066
	その他利益剰余金	4,066
	（うち当期純利益）	(4,066)
	負債・純資産合計	69,380

第９期決算公告

令和７年５月９日
東京都渋谷区渋谷二丁目15番１号
渋谷クロスタワー２Ｆ
グローバルベイスマイリノ株式会社
代表取締役　茂木敬一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	296
	固定資産	3
	資産合計	299
負純資債及産のび部	流動負債	145
	固定負債	5
	退職給付引当金	5
	株主資本	149
	資本金	10
	利益剰余金	139
	その他利益剰余金	139
	（うち当期純利益）	(28)
	負債・純資産合計	299

第23期決算公告

令和７年５月９日
東京都港区三田一丁目４番28号
株式会社アスコットジャパン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,812,441
	固定資産	48,879
	合計	1,861,320
負純資債及産のび部	流動負債	1,720,589
	賞与引当金	166,270
	固定負債	2,466
	退職給付引当金	2,466
	株主資本	138,264
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	88,264
	その他利益剰余金	88,264
	（うち当期純利益）	(117,079)
	合計	1,861,320

第４期決算公告

2025年５月９日
東京都渋谷区桜丘町17番12号
Ｓｕｉｓｈｏｗ株式会社
代表取締役社長　宮嶌　裕二

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,534
	固定資産	707
	資産合計	8,241
負純資債及産のび部	流動負債	36,052
	固定負債	62,506
	株主資本	△90,316
	資本金	17,534
	資本剰余金	17,524
	資本準備金	17,524
	利益剰余金	△125,375
	その他利益剰余金	△125,375
	（うち当期純損失）	(30,146)
	負債・純資産合計	8,241

第11期決算公告

令和７年３月19日
東京都品川区東品川二丁目３番12号
コンチネンタルタイヤ・ジャパン株式会社
代表取締役　リ・シン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,520,899
	固定資産	156,280
	資産合計	3,677,180
負純資債及産のび部	流動負債	2,603,948
	賞与引当金	65,781
	売上値引引当金	397,631
	その他	2,140,536
	固定負債	16,594
	株主資本	1,056,637
	資本金	301,000
	利益剰余金	755,637
	その他利益剰余金	755,637
	（うち当期純利益）	(109,820)
	負債・純資産合計	3,677,180

第４期決算公告

令和７年５月９日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
ＦＦＧＰ株式会社
代表取締役　中山　　淳

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	522,719
	合計	522,719
負純資債及産のび部	流動負債	70,614
	株主資本	452,105
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△547,895
	その他利益剰余金	△547,895
	（うち当期純損失）	(98,364)
	合計	522,719

第９期決算公告

令和７年５月９日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービルディング南館17階
Rapid7 Japan株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	174,853
	固定資産	8,433
	資産合計	183,286
負純資債及産のび部	流動負債	63,666
	有給休暇引当金	7,683
	その他	55,982
	固定負債	23,948
	株主資本	95,670
	資本金	1,000
	利益剰余金	94,670
	その他利益剰余金	94,670
	（うち当期純損失）	(8,282)
	負債・純資産合計	183,286

第２期決算公告

令和７年２月17日
東京都港区芝五丁目29番11号
Ｇ－ＢＡＳＥ田町13階
株式会社ビズヒント
代表取締役　関　　哲

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	712,022
	固定資産	22,302
	資産合計	734,324
負純資債及産のび部	流動負債	237,163
	賞与引当金	12,803
	株主資本	497,161
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	477,161
	その他利益剰余金	477,161
	（うち当期純利益）	(373,215)
	負債・純資産合計	734,324

第４期決算公告

令和７年３月27日
東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
ＡＲＣＯ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　古川　珠紀（西明珠紀）

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,691,505
	固定資産	7,100
	資産合計	1,698,605
負純資債及産のび部	流動負債	1,758,561
	賞与引当金	15,821
	有給休暇引当金	2,130
	その他	1,740,610
	株主資本	△59,956
	資本金	80,000
	利益剰余金	△139,956
	その他利益剰余金	△139,956
	（うち当期純損失）	(66,203)
	負債・純資産合計	1,698,605

第５期決算公告

令和７年３月27日
東京都千代田区富士見１－８－19
住友不動産千代田富士見ビル
株式会社ヘルスケアコンサルティング
代表取締役　小久保欣哉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	97,583
	固定資産	3,130
	資産合計	100,714
負純資債及産のび部	流動負債	40,473
	負債合計	40,473
	株主資本	60,241
	資本金	20,000
	利益剰余金	40,241
	その他利益剰余金	40,241
	（うち当期純利益）	(12,476)
	純資産合計	60,241
	負債・純資産合計	100,714

第２期決算公告

令和７年３月14日
東京都品川区西五反田八丁目９番５号
クラスタークリエイタージョブズ株式会社
代表取締役　成田　暁彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	77,567
	資産合計	77,567
負純資債及産のび部	流動負債	52,260
	株主資本	25,306
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	15,306
	その他利益剰余金	15,306
	（うち当期純利益）	(17,905)
	負債・純資産合計	77,567

第10期決算公告

令和７年３月28日
東京都品川区西五反田八丁目９番５号
クラスター株式会社
代表取締役　加藤　直人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,813,163
	固定資産	239,301
	資産合計	2,052,464
負純資債及産のび部	流動負債	494,520
	固定負債	229,119
	株主資本	1,328,824
	資本金	100,000
	資本剰余金	5,068,859
	資本準備金	3,365,347
	その他資本剰余金	1,703,512
	利益剰余金	△3,840,035
	その他利益剰余金	△3,840,035
	（うち当期純損失）	(1,972,378)
	負債・純資産合計	2,052,464

第12期決算公告

令和７年５月９日

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

株式会社エルエヌ

代表取締役　石井　祐司

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	350
	固定資産	1,795
	資産合計	2,145
負純資産及び部	流動負債	197
	固定負債	1,820
	株主資本	128
	資本金	100
	利益剰余金	28
	その他利益剰余金	28
	（うち当期純利益）	(320)
	負債・純資産合計	2,145

第４期決算公告

令和７年５月９日

東京都港区港南二丁目15番３号

株式会社ＯＨＡＮＡＰＡＮＡ

代表取締役　新井　貴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,703
	固定資産	5,386
	合計	87,090
負純資産及び部	流動負債	5,317
	株主資本	81,773
	資本金	50,000
	利益剰余金	31,773
	その他利益剰余金	31,773
	（うち当期純利益）	(10,452)
	合計	87,090

第３期決算公告

令和７年５月９日

東京都渋谷区宇田川町14番13号
宇田川町ビルディング３階

株式会社まなぶや

代表取締役　金光　七緒

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,996,027
	固定資産	693,260
	投資その他の資産	693,260
	資産合計	2,689,287
負純資産及び部	流動負債	4,954,641
	株主資本	△2,265,354
	資本金	400,000
	利益剰余金	△2,665,354
	その他利益剰余金	△2,665,354
	（うち当期純損失）	(129,882)
	負債・純資産合計	2,689,287

第23期決算公告

令和７年５月９日

東京都渋谷区桜丘町３番２号
渋谷サクラステージＳＡＫＵＲＡタワー６Ｆ

グローバルベイス株式会社

代表取締役　茂木敬一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,593	流動負債	24,377
固定資産	1,153	固定負債	639
		退職給付引当金	579
		株主資本	8,730
		資本金	95
		利益剰余金	8,639
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	8,615
		（うち当期純利益）	(2,961)
		自己株式	△3
資産合計	33,746	負債・純資産合計	33,746

第75期決算公告

令和７年５月９日

大阪市淀川区十三東一丁目11番28号

光食品工業株式会社

代表取締役　山口　鎮雄

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	436,260	流動負債	15,954
固定資産	409,030	固定負債	23,371
有形固定資産	129,973	株主資本	805,964
無形固定資産	210	資本金	10,000
投資その他の資産	278,846	利益剰余金	795,964
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	793,464
		（うち当期純利益）	(28,290)
資産合計	845,290	負債・純資産合計	845,290

決算公告

令和７年５月９日　東京都中央区新富一丁目13番24号

交神運輸株式会社

代表取締役　神保　義孝

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	686,924	流動負債	261,271
固定資産	749,528	賞与引当金	10,200
		固定負債	771,243
		株主資本	403,937
		資本金	20,000
		資本剰余金	80,135
		その他資本剰余金	80,135
		利益剰余金	303,802
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	298,802
		（うち当期純利益）	(46,076)
資産合計	1,436,452	負債・純資産合計	1,436,452

第33期決算公告

令和７年５月９日

東京都目黒区目黒一丁目24番12号

ミーレ・ジャパン株式会社

代表取締役　冨田　晶子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,149,280	流動負債	2,695,535
固定資産	791,768	（賞与引当金）	(82,000)
		固定負債	572,033
		（退職給付引当金）	(380,000)
		株主資本	1,673,480
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	1,493,480
		その他利益剰余金	1,493,480
		（うち当期純利益）	(98,989)
合計	4,941,048	合計	4,941,048

第11期決算公告

令和７年２月17日

東京都港区芝五丁目29番11号Ｇ－ＢＡＳＥ田町13階

スマートキャンプ株式会社

代表取締役　林　詩音

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,651,489	流動負債	1,629,160
固定資産	1,259,142	賞与引当金	974
		役員賞与引当金	1,250
		固定負債	638,452
		株主資本	642,161
		資本金	100,082
		資本剰余金	82
		利益剰余金	541,996
		その他利益剰余金	541,996
		（うち当期純利益）	(243,292)
		新株予約権	857
資産合計	2,910,632	負債・純資産合計	2,910,632

第72期決算公告

令和７年３月21日　東京都港区芝四丁目１番23号

ＡＧＣプライブリコ株式会社

取締役社長　石橋　基彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,530,975	流動負債	2,659,692
固定資産	1,547,328	（その他引当金）	(213,860)
有形固定資産	317,977	固定負債	51,699
無形固定資産	135,699	（退職給付引当金）	(40,809)
投資その他の資産	1,093,652	（役員退職慰労引当金）	(10,890)
		株主資本	3,366,912
		資本金	360,000
		利益剰余金	3,006,912
		利益準備金	90,000
		その他利益剰余金	2,916,912
		（当期純利益）	(228,237)
資産合計	6,078,304	負債・純資産合計	6,078,304

第 3 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館10階

Hyla Japan株式会社

代表取締役　ビジュ・ナイア

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	114	流動負債	0
		負債合計	**0**
		株主資本	114
		資本金	0
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	114
		その他利益剰余金	114
		（うち当期純利益）	（0）
		純資産合計	**114**
資産合計	**114**	**負債・純資産合計**	**114**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館10階

Assurant Japan株式会社

代表取締役　キース・ローランド・メイヤー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	42,301	流動負債	39,717
固定資産	1,708	固定負債	21
有形固定資産	11	**負債合計**	**39,738**
無形固定資産	1	株主資本	4,271
投資その他の資産	1,695	資本金	164
		資本剰余金	164
		資本準備金	164
		利益剰余金	3,943
		その他利益剰余金	3,943
		（うち当期純利益）	（345）
		純資産合計	**4,271**
資産合計	**44,010**	**負債・純資産合計**	**44,010**

第 13 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング

赤坂一丁目再開発特定目的会社

取締役　増渕　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	50,252,116	流動負債	1,033,308
その他の資産	5,635,770	固定負債	29,100,000
流動資産	5,266,205	**負債合計**	**30,133,308**
固定資産	346,057	社員資本	25,754,578
投資その他の資産	346,057	特定資本金	100
繰延資産	23,506	優先資本金	24,400,000
		剰余金	1,354,478
		当期未処分利益	1,354,478
		純資産合計	**25,754,578**
資産合計	**55,887,887**	**負債・純資産合計**	**55,887,887**

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,937,324
営業費用	2,581,998
営業利益	1,355,326
営業外収益	913
営業外費用	0
経常利益	1,356,239
税引前当期純利益	1,356,239
法人税、住民税及び事業税	1,762
法人税等調整額	1
当期純利益	1,354,476

第 80 期 決 算 公 告

2025年５月９日
東京都江東区新砂一丁目６番35号

日本機設株式会社

代表取締役　長岡　大

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,714,178
	固定資産	2,520,897
	合計	**22,235,075**
負債及び純資産の部	流動負債	2,808,537
	固定負債	3,665,484
	株主資本	15,761,054
	資本金	50,000
	利益剰余金	15,711,054
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	15,696,054
	（当期純利益）	（2,538,117）
	合計	**22,235,075**

第 30 期 決 算 公 告

2025年３月28日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号

ケージーベラウ石油開発株式会社

代表取締役社長　鹿目　貴志

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,289,651	流動負債	2,086,494
固定資産	62,528,755	**負債合計**	**2,086,494**
無形固定資産	6,221,222	株主資本	75,731,912
投資その他の資産	56,307,533	資本金	7,035,000
		利益剰余金	68,696,912
		利益準備金	1,758,750
		その他利益剰余金	66,938,162
		純資産合計	**75,731,912**
資産合計	**77,818,407**	**負債・純資産合計**	**77,818,407**

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	69,466,911
売上原価	34,626,819
売上総利益	34,840,092
販売費及び一般管理費	142,323
営業利益	34,697,768
営業外収益	717,532
営業外費用	572,112
経常利益	34,843,188
特別利益	1,220,717
税引前当期純利益	36,063,905
法人税及び住民税	14,077,911
法人税等調整額	777,178
当期純利益	21,208,815

第 48 期決算公告　令和７年５月９日

東京都港区新橋二丁目６番２号

ＪＬＬ森井鑑定株式会社

代表取締役　永野　誠

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,125,891
	固定資産	178,788
	資産合計	**2,304,679**
負債及び純資産の部	流動負債	758,255
	賞与引当金	172,555
	固定負債	28,704
	株主資本	1,517,720
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,492,720
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	1,486,470
	（うち当期純利益）	（577,550）
	負債・純資産合計	**2,304,679**

第 32 期 決 算 公 告

2025年３月28日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号

ケージーウィリアガール石油開発株式会社

代表取締役社長　鹿目　貴志

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,402,091	流動負債	1,116,506
固定資産	10,440,287	**負債合計**	**1,116,506**
無形固定資産	1,117,391	株主資本	10,725,871
投資その他の資産	9,322,895	資本金	3,177,000
		利益剰余金	7,548,871
		利益準備金	214,822
		その他利益剰余金	7,334,049
		純資産合計	**10,725,871**
資産合計	**11,842,378**	**負債・純資産合計**	**11,842,378**

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	11,701,990
売上原価	5,918,989
売上総利益	5,783,000
販売費及び一般管理費	98,577
営業利益	5,684,422
営業外収益	129,125
営業外費用	169,635
経常利益	5,643,912
特別利益	205,634
税引前当期純利益	5,849,547
法人税及び住民税	3,166,536
法人税等調整額	130,890
当期純利益	2,552,121

第 20 期決算公告　令和７年５月９日

東京都千代田区九段南二丁目３番14号

株式会社三愛

代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	361,169
	固定資産	50,124
	繰延資産	9,038
	資産合計	**420,331**
負債及び純資産の部	流動負債	125,958
	固定負債	21,856
	退職給付引当金	21,856
	株主資本	272,516
	資本金	90,000
	利益剰余金	182,516
	その他利益剰余金	182,516
	（繰越利益剰余金）	（182,516）
	（うち当期純利益）	（2,285）
	負債・純資産合計	**420,331**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月九日

横浜市鶴見区矢向六丁目一二番一一号
株式会社青馬堂書店
代表取締役　深瀬　昭次

第49期決算公告

令和７年５月９日
横浜市鶴見区矢向六丁目12番11号
株式会社青馬堂書店
代表取締役　深瀬　昭次

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	66
	固定資産	11
	資産合計	77
負債及び純資産の部	流動負債	181
	固定負債	59
	株主資本	△163
	資本金	10
	利益剰余金	△173
	その他利益剰余金	△173
	（うち当期純利益）	（18）
	負債・純資産合計	77

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

大阪府吹田市泉町二丁目三六番三六号
株式会社エコー美容室
代表取締役　新谷　幸司

第47期決算公告

令和７年５月９日
大阪府吹田市泉町二丁目36番36号
株式会社エコー美容室
代表取締役　新谷　幸司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	841
	固定資産	96,499
	資産合計	97,340
負債及び純資産の部	流動負債	88,171
	負債合計	88,171
	株主資本	9,169
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 2,831
	その他利益剰余金	△ 2,831
	（うち当期純損失）	（743）
	純資産合計	9,169
	負債・純資産合計	97,340

第５期決算公告　令和７年５月９日

東京都千代田区九段南二丁目３番14号
株式会社ＡＶＳ
代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	21,513
	固定資産	—
	資産合計	21,513
負債及び純資産の部	流動負債	16,365
	株主資本	5,147
	資本金	5,000
	利益剰余金	147
	（うち当期純利益）	（1,335）
	負債・純資産合計	21,513

第16期決算公告　令和７年５月９日

東京都中央区銀座七丁目14番13号
日土地銀座ビル
ニューベイシブジャパン株式会社
代表取締役　田中　孝明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,133,715
	固定資産	878,479
	資産合計	5,012,195
負債及び純資産の部	流動負債	3,325,039
	賞与引当金	121,109
	その他	3,203,930
	固定負債	488,098
	株主資本	1,199,057
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,149,057
	その他利益剰余金	1,149,057
	（うち当期純利益）	（177,616）
	負債・純資産合計	5,012,195

第23期決算公告　令和７年５月９日

東京都千代田区紀尾井町１番３号
ＪＬＬリテールマネジメント株式会社
代表取締役　飯尾　太一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,026,006
	固定資産	70,267
	資産合計	3,096,273
負債及び純資産の部	流動負債	1,784,268
	賞与引当金	105,482
	株主資本	1,312,005
	資本金	50,000
	資本剰余金	21,584
	その他資本剰余金	21,584
	利益剰余金	1,240,421
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,227,921
	（うち当期純利益）	（477,528）
	負債・純資産合計	3,096,273

第47期決算公告

令和７年５月９日
愛媛県今治市登畑甲155番地３
株式会社スナミヤ
代表取締役　砂見　明

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,385
	固定資産	13,905
	繰延資産	25,650
	合計	52,941
負債及び純資産の部	流動負債	14,420
	固定負債	58,664
	株主資本	△20,143
	資本金	20,000
	利益剰余金	△40,143
	その他利益剰余金	△40,143
	（うち当期純損失）	（2,711）
	合計	52,941

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し、六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

愛媛県今治市登畑甲一五五番地三
株式会社スナミヤ
代表取締役　砂見　明

第19期決算公告　令和７年５月９日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
エル・マップ・ワン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	特定資産	3,748,099
	その他の資産	37,366
	資産合計	3,785,465
負債及び純資産の部	流動負債	8,950
	固定負債	3,774,567
	負債合計	3,783,518
	社員資本	1,947
	特定資本金	100
	剰余金	1,847
	その他利益剰余金	1,847
	（うち当期純損失）	（237）
	純資産合計	1,947
	負債・純資産合計	3,785,465

第22期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
ARC―CapitaLand Two特定目的会社
取締役　渡邉　明彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	21,608	流動負債	193
信託土地	15,891	固定負債	14,463
信託建物	5,716	負債合計	14,657
その他の資産	1,073	社員資本	8,024
流動資産	1,011	特定資本金	2,216
固定資産	1	優先資本金	6,507
投資その他の資産	1	剰余金	△699
繰延資産	60	当期未処理損失	699
		純資産合計	8,024
資産合計	22,681	負債・純資産合計	22,681

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	35,628
営業費用	732,241
営業損失	696,613
営業外収益	439
経常損失	696,173
税引前当期純損失	696,173
法人税、住民税及び事業税	1,215
法人税等調整額	1,806
当期純損失	699,195

第 21 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
ARC―CapitaLand Three特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	13,091	流動負債	115
信託土地	9,068	固定負債	8,757
信託建物	4,023	**負債合計**	**8,872**
その他の資産	667	社員資本	4,886
流動資産	587	特定資本金	307
固定資産	78	優先資本金	4,090
投資その他の資産	78	剰余金	489
繰延資産	1	当期未処分利益	489
		純資産合計	**4,886**
資産合計	**13,759**	**負債・純資産合計**	**13,759**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	978,980
営業費用	488,175
営業利益	490,804
営業外収益	66
経常利益	490,871
税引前当期純利益	490,871
法人税、住民税及び事業税	1,385
法人税等調整額	△0
当期純利益	489,486

第 4 期 決 算 公 告

令和７年３月28日

東京都台東区台東３―35―７
株式会社ＹＡＫアセットマネジメント
代表取締役　金井　允力

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	214,049
	固定資産	1,500
	合計	**215,549**
負債及び純資産の部	流動負債	192,088
	賞与引当金	466
	株主資本	23,461
	資本金	8,800
	利益剰余金	14,661
	その他利益剰余金	14,661
	（うち当期純利益）	(6,811)
	合計	**215,549**

第 20 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
ARC―CapitaLand Four特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,350	流動負債	68
信託土地	4,280	固定負債	3,231
信託建物	2,070	**負債合計**	**3,299**
その他の資産	296	社員資本	3,347
流動資産	279	特定資本金	183
固定資産	14	優先資本金	2,963
投資その他の資産	14	剰余金	199
繰延資産	2	当期未処分利益	199
		純資産合計	**3,347**
資産合計	**6,647**	**負債・純資産合計**	**6,647**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	473,613
営業費用	272,296
営業利益	201,316
営業外収益	30
経常利益	201,347
税引前当期純利益	201,347
法人税、住民税及び事業税	1,385
法人税等調整額	△0
当期純利益	199,961

第 3 期 決 算 公 告

令和７年２月28日

東京都新宿区下宮比町１―４
株式会社リバネスナレッジ
代表取締役　吉田　丈治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	119
	固定資産	1
	合計	**120**
負債及び純資産の部	流動負債	16
	株主資本	104
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	4
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純利益）	(32)
	合計	**120**

第 21 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
サファイアレジデンス特定目的会社
取締役　大平美和子
代表取締役

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	10,179	流動負債	61
信託土地	3,947	固定負債	9,027
信託建物	6,219	**負債合計**	**9,089**
器具備品	12	社員資本	3,439
その他の資産	2,349	特定資本金	228
流動資産	2,248	優先資本金	3,112
固定資産	91	剰余金	99
投資その他の資産	91	当期未処分利益	99
繰延資産	8	**純資産合計**	**3,439**
資産合計	**12,529**	**負債・純資産合計**	**12,529**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	486,320
営業費用	437,643
営業利益	48,676
営業外収益	134,500
営業外費用	3,312
経常利益	179,864
税引前当期純利益	179,864
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	178,914

第 31 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都港区西麻布四丁目14番24号
株式会社テトラポットフィルムズ
代表取締役　今井　厚生

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	402,754,906
	固定資産	13,035,420
	合計	**415,790,326**
負債及び純資産の部	流動負債	215,841,087
	固定負債	19,109,901
	株主資本	180,839,338
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	170,839,338
	その他利益剰余金	170,839,338
	（うち当期純利益）	(27,435,515)
	合計	**415,790,326**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
Somerset六本木特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,600	流動負債	28
固定資産	3,600	固定負債	1,200
有形固定資産	3,600	**負債合計**	**1,229**
その他の資産	204	社員資本	2,575
流動資産	196	特定資本金	246
固定資産	7	優先資本金	2,223
有形固定資産	5	剰余金	105
投資その他の資産	1	当期未処分利益	105
繰延資産	0	**純資産合計**	**2,575**
資産合計	**3,804**	**負債・純資産合計**	**3,804**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	202,377
営業費用	94,872
営業利益	107,505
営業外収益	20
営業外費用	806
経常利益	106,720
税引前当期純利益	106,720
法人税、住民税及び事業税	1,387
当期純利益	105,332

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都港区海岸三丁目20番20号
株式会社ヴェオリアニュークリア ソリューションズジャパン
代表取締役　酒井　和夫

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	145,838
	合計	**145,838**
負債及び純資産の部	流動負債	185,952
	株主資本	△40,113
	資本金	10,000
	利益剰余金	△50,113
	その他利益剰余金	△50,113
	（うち当期純損失）	(88,236)
	合計	**145,838**

第１期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビル１階－３階ＳＰＡＣＥＳ大手町
Hodes Weill Japan株式会社
代表取締役　アルフレッド・パウロ・ロボ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,926
	固定資産	214
	合計	5,141
負純資債産及のび部	流動負債	1,052
	株主資本	4,088
	資本金	100
	利益剰余金	3,988
	その他利益剰余金	3,988
	（うち当期純利益）	(3,988)
	合計	5,141

第19期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
クリスタルレジデンス特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	16,471	流動負債	132
信託土地	6,790	固定負債	15,635
信託建物	9,681	負債合計	15,768
その他の資産	1,544	社員資本	2,247
流動資産	1,459	特定資本金	534
固定資産	82	優先資本金	1,507
投資その他の資産	82	剰余金	205
繰延資産	3	当期未処分利益	205
		純資産合計	2,247
資産合計	18,016	負債・純資産合計	18,016

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	884,128
営業費用	677,975
営業利益	206,152
営業外収益	790
営業外費用	109
経常利益	206,833
税引前当期純利益	206,833
法人税、住民税及び事業税	1,383
法人税等調整額	2
当期純利益	205,447

第49期決算公告

令和７年５月９日
愛知県大府市柊山町７丁目170番地
日本ベンダー整備株式会社
代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	195,068
	固定資産	1,159,363
	資産合計	1,354,431
負純資債産及のび部	流動負債	414,443
	修繕引当金	14,000
	固定負債	0
	株主資本	939,988
	資本金	20,000
	資本剰余金	846,130
	別途積立金	15,000
	繰越利益剰余金	58,858
	（うち当期純利益）	(27,208)
	負債・純資産合計	1,354,431

第19期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
Diamond Ginza特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	7,660	流動負債	626
流動資産	7,660	負債合計	626
固定資産	0	社員資本	7,033
投資その他の資産	0	特定資本金	449
		剰余金	6,584
		当期未処分利益	6,584
		純資産合計	7,033
資産合計	7,660	負債・純資産合計	7,660

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	13,206,521
営業費用	6,619,197
営業利益	6,587,323
営業外収益	896
経常利益	6,588,220
税引前当期純利益	6,588,220
法人税、住民税及び事業税	3,875
法人税等調整額	△211
当期純利益	6,584,556

第12期決算公告

令和７年４月18日
愛知県名古屋市西区城西五丁目１番19号
愛知宅建サポート株式会社
代表取締役　光岡　新吾

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	93,556,880
	固定資産	10,196,956
	合計	103,753,836
負純資債産及のび部	流動負債	16,291,870
	固定負債	0
	株主資本	87,461,966
	資本金	3,650,000
	利益剰余金	83,811,966
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(3,178,777)
	合計	103,753,836

第19期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
シタディーン新宿特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	5,827	流動負債	146
固定資産	5,827	固定負債	2,200
有形固定資産	5,827	負債合計	2,347
その他の資産	981	社員資本	4,461
流動資産	951	特定資本金	0
固定資産	28	優先資本金	3,816
有形固定資産	26	A号優先資本金	2,750
投資その他の資産	1	B号優先資本金	1,066
繰延資産	2	剰余金	645
		当期未処分利益	645
		純資産合計	4,461
資産合計	6,808	負債・純資産合計	6,808

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,357,501
営業費用	710,365
営業利益	647,136
営業外収益	285
経常利益	647,422
特別損失	717
税引前当期純利益	646,704
法人税、住民税及び事業税	1,253
法人税等調整額	139
当期純利益	645,310

第16期決算公告

令和７年５月９日
大阪市平野区長吉川辺四丁目１番５号
株式会社アペックス西日本
代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,306,543
	固定資産	470,734
	資産合計	1,777,278
負純資債産及のび部	流動負債	3,973,495
	固定負債	317,760
	退職給付引当金	317,760
	株主資本	△2,513,977
	資本金	64,060
	資本準備金	54,059
	利益剰余金	△2,632,097
	内繰越利益剰余金	△2,632,097
	（うち当期純利益）	(403,925)
	負債・純資産合計	1,777,278

第11期決算公告

令和７年５月９日
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
シタディーンセントラル新宿特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	7,175	流動負債	117
信託土地	5,090	固定負債	5,204
信託建物	2,085	負債合計	5,321
その他の資産	1,334	社員資本	3,188
流動資産	1,319	特定資本金	0
固定資産	12	優先資本金	2,535
投資その他の資産	12	剰余金	652
繰延資産	3	当期未処分利益	652
		純資産合計	3,188
資産合計	8,510	負債・純資産合計	8,510

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	967,128
営業費用	313,299
営業利益	653,829
営業外収益	46
経常利益	653,876
税引前当期純利益	653,876
法人税、住民税及び事業税	1,178
当期純利益	652,697

第　8　期　決　算　公　告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
Diamond Kanazawa特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	4,979	流動負債	270
流動資産	4,979	**負債合計**	**270**
		社員資本	4,708
		特定資本金	0
		優先資本金	4,520
		剰余金	188
		当期未処分利益	188
		純資産合計	**4,708**
資産合計	**4,979**	**負債・純資産合計**	**4,979**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	10,755,029
営業費用	9,789,664
営業利益	965,364
営業外収益	524
営業外費用	1,665
経常利益	964,224
税引前当期純利益	964,224
法人税、住民税及び事業税	3,402
当期純利益	960,822

第68期決算公告　令和７年３月28日

福岡県福岡市中央区天神四丁目１番18号
日進ビル株式会社
代表取締役　中溝　公次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	52,485
	固定資産	510,248
	資産合計	**562,733**
負債及び純資産の部	流動負債	256,569
	固定負債	40,151
	株主資本	266,012
	資本金	10,000
	利益剰余金	256,012
	利益準備金	2,500
	別途積立金	37,000
	その他利益剰余金	216,512
	（うち当期純利益）	（19,304）
	負債・純資産合計	**562,733**

第　36　期　決　算　公　告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
CapitaRetail IH特定目的会社
取締役　栗国　正樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	881	流動負債	448
有価証券	881	**負債合計**	**448**
その他の資産	7,682	社員資本	8,115
流動資産	7,682	特定資本金	2,787
		優先資本金	2,913
		剰余金	2,415
		当期未処分利益	2,415
		純資産合計	**8,115**
資産合計	**8,563**	**負債・純資産合計**	**8,563**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	7,345,363
営業費用	4,952,437
営業利益	2,392,925
営業外収益	23,965
営業外費用	90
経常利益	2,416,800
税引前当期純利益	2,416,800
法人税、住民税及び事業税	1,667
当期純利益	2,415,132

第　69　期　決　算　公　告

令和７年３月17日
神戸市東灘区御影本町１丁目７番15号
菊栄不動産株式会社
取締役社長　嘉納　毅人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	225,853
	固定資産	1,464,066
	合計	**1,689,919**
負債及び純資産の部	流動負債	64,881
	固定負債	501,413
	株主資本	1,123,625
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,113,625
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,110,625
	（うち当期純利益）	（20,710）
	合計	**1,689,919**

第　39　期　決　算　公　告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
CapitaRetail LPM特定目的会社
取締役　栗国　正樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	39,290	流動負債	387
固定資産	39,290	固定負債	24,509
有形固定資産	39,290	**負債合計**	**24,896**
その他の資産	3,163	社員資本	17,557
流動資産	3,097	特定資本金	1,836
固定資産	54	優先資本金	15,264
有形固定資産	19	剰余金	456
投資その他の資産	34	当期未処分利益	456
繰延資産	10	**純資産合計**	**17,557**
資産合計	**42,453**	**負債・純資産合計**	**42,453**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,714,955
営業費用	1,256,860
営業利益	458,094
営業外収益	188
経常利益	458,282
税引前当期純利益	458,282
法人税、住民税及び事業税	1,778
当期純利益	456,503

第　18　期　決　算　公　告

令和７年５月９日
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
丸の内仲通りビル６階
シタディーン京都五条特定目的会社
取締役　大平美和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	5,566	流動負債	371
流動資産	5,566	**負債合計**	**371**
		社員資本	5,194
		特定資本金	0
		優先資本金	2,263
		A号優先資本金	1,760
		B号優先資本金	503
		剰余金	2,931
		当期未処分利益	2,931
		純資産合計	**5,194**
資産合計	**5,566**	**負債・純資産合計**	**5,566**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	6,527,922
営業費用	3,105,042
営業利益	3,422,879
営業外収益	1,046
経常利益	3,423,926
特別損失	0
税引前当期純利益	3,423,926
法人税、住民税及び事業税	3,458
当期純利益	3,420,467

第　55　期　決　算　公　告

令和７年５月９日

東京都千代田区鍛冶町二丁目９番12号

株式会社徳力ホールディングス

代表取締役　鈴木　紀就

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,262,230
	固定資産	14,105,671
	資産合計	**26,367,902**
負債及び純資産の部	流動負債	14,241,565
	賞与引当金	1,200
	その他	14,240,365
	固定負債	4,491,652
	役員退職慰労引当金	114,700
	その他	4,376,952
	負債合計	**18,733,216**
	株主資本	5,883,562
	資本金	30,000
	資本剰余金	3,509,977
	その他資本剰余金	3,509,977
	利益剰余金	2,343,585
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,336,085
	（うち当期純利益）	（301,487）
	評価・換算差額等	1,751,123
	その他有価証券評価差額金	1,993
	土地再評価差額金	1,749,130
	純資産合計	**7,634,686**
	負債・純資産合計	**26,367,902**

第 62 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

愛知県大府市柊山町二丁目418番地

株式会社アペックス

代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,400,980
	固定資産	8,161,052
	資産合計	**22,562,032**
負債及び純資産の部	流動負債	5,139,372
	固定負債	8,906,995
	退職給付引当金	640,316
	株主資本	8,515,665
	資本金	50,000
	資本剰余金	8,520,322
	資本準備金	316,192
	その他資本剰余金	8,204,130
	利益剰余金	△54,657
	利益準備金	21,000
	その他利益剰余金	△75,657
	（繰越利益剰余金）	（△75,657）
	（うち当期純利益）	（2,797,975）
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	負債・純資産合計	**22,562,032**

第 24 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

さくらインベストメンツ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	**17,805,051**	流動負債	1,092,489
特定資産合計	**17,805,051**	固定負債	12,761,560
その他の資産の部		**負債合計**	**13,854,050**
流動資産	408,205	社員資本	4,425,701
繰延資産	66,494	特定資本金	150
		優先資本金	4,017,300
		剰余金	408,251
		当期未処分利益	408,251
その他の資産合計	**474,700**	**純資産合計**	**4,425,701**
資産合計	**18,279,752**	**負債・純資産合計**	**18,279,752**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,008,792
営業費用	596,995
営業利益	411,796
営業外収益	336
営業外費用	3,189
経常利益	408,943
税引前当期純利益	408,943
法人税等	692
当期純利益	408,251

第 20 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

ＫＴ六本木インベストメント特定目的会社

取締役　森田　威

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部		流動負債	138,580
固定資産	42,962,765	固定負債	259,469
有形固定資産	42,962,765	**負債合計**	**398,049**
特定資産合計	**42,962,765**	社員資本	44,125,562
その他の資産の部		特定資本金	100
流動資産	1,560,846	優先資本金	46,309,600
		優先資本金Ａ号	45,712,100
		優先資本金Ｂ号	597,500
		剰余金	△2,184,137
		当期未処理損失	2,184,137
その他の資産合計	**1,560,846**	**純資産合計**	**44,125,562**
資産合計	**44,523,612**	**負債・純資産合計**	**44,523,612**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	349,015
営業費用	658,805
営業損失	309,790
営業外収益	1,621
経常損失	308,169
税引前当期純損失	308,169
法人税等	1,210
当期純損失	309,379

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング14階

NBRE Management Japan Advisors 株式会社

代表取締役社長　モーテン・カンプリ
代表取締役　タイミ大洋

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	205,946,493
	固定資産	147,611,554
	資産合計	**353,558,047**
負債及び純資産の部	流動負債	56,708,133
	固定負債	26,595,382
	退職給付引当金	26,595,382
	負債合計	**83,303,515**
	株主資本	270,254,532
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	99,999,999
	資本準備金	99,999,999
	その他資本剰余金	—
	利益剰余金	70,254,533
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	70,254,533
	（うち当期純利益）	（13,889,200）
	純資産合計	**270,254,532**
	負債・純資産合計	**353,558,047**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

ＳＯＬ特定目的会社

取締役　石倉　一人

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	76,973,163	流動負債	31,656
投資有価証券	76,973,163	固定負債	51,740,000
その他資産	627,448	**負債合計**	**51,771,656**
流動資産	329,445	社員資本	25,828,955
繰延資産	298,002	特定資本金	100
		優先資本金	25,257,308
		剰余金	571,547
		当期未処分利益	571,547
		純資産合計	**25,828,955**
資産合計	**77,600,612**	**負債・純資産合計**	**77,600,612**

損益計算書の要旨

（自　令和６年２月16日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	743,427
営業費用	170,375
営業利益	573,052
営業外収益	0
経常利益	573,052
税引前当期純利益	573,052
法人税、住民税及び事業税	1,505
当期純利益	571,547

第 2 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

Ｍ＆Ｃ　Ｓａｋｕｒａ特定目的会社

取締役　中村　武

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,430,453	流動負債	50,492
固定資産	8,430,453	固定負債	6,270,000
その他資産	1,436,951	**負債合計**	**6,320,492**
流動資産	1,417,771	社員資本	3,546,912
固定資産	17,500	特定資本金	100
投資その他の資産	17,500	優先資本金	3,545,000
繰延資産	1,679	剰余金	1,812
		当期未処分利益	1,812
		純資産合計	**3,546,912**
資産合計	**9,867,404**	**負債・純資産合計**	**9,867,404**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	411,778
営業費用	407,565
営業利益	4,212
営業外収益	684
経常利益	4,897
税引前当期純利益	4,897
法人税、住民税及び事業税	1,613
当期純利益	3,824

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地
（甲）戸部商事株式会社
代表取締役　浦田　勝仁

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の一
（乙）トランジシャル株式会社
代表取締役　浦田　勝仁

第13期決算公告

令和７年５月９日

兵庫県加古川市平岡町土山325番地の１

トランジシャル株式会社

代表取締役　浦田　勝仁

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,341
	固定資産	11,911
	資産合計	70,252
負純資産債及の部	流動負債	242,713
	株主資本	△172,461
	資本金	3,000
	利益剰余金	△175,461
	その他利益剰余金	△175,461
	（うち当期純利益）	(16,714)
	負債・純資産合計	70,252

第52期決算公告

令和７年５月９日

兵庫県加古川市平岡町土山325番地の１

戸部商事株式会社

代表取締役　浦田　勝仁

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	259,706
	固定資産	52,608
	資産合計	312,315
負純資産債及の部	流動負債	29,710
	固定負債	868,071
	株主資本	△585,466
	資本金	10,000
	利益剰余金	△595,466
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	△597,716
	（うち当期純利益）	(4,993)
	負債・純資産合計	312,315

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

三重県津市高茶屋小森町二七八六番地
（甲）株式会社ベルライフ
代表取締役　吉田　卓史

三重県津市高茶屋小森町二七八六番地
（乙）株式会社ベルサービス
代表取締役　遠山　秀夫

第14期決算公告

令和７年５月９日

三重県津市高茶屋小森町2786番地

株式会社ベルサービス

代表取締役　遠山　秀夫

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,522
	資産合計	15,522
負純資産債及の部	流動負債	20,622
	株主資本	△5,099
	資本金	300
	利益剰余金	△5,399
	繰越利益剰余金	△5,399
	（うち当期純利益）	(1,009)
	負債・純資産合計	15,522

第15期決算公告

令和７年５月９日

三重県津市高茶屋小森町2786番地

株式会社ベルライフ

代表取締役　吉田　卓史

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	220,244
	固定資産	42,496
	資産合計	262,741
負純資産債及の部	流動負債	87,021
	固定負債	228,008
	株主資本	△52,288
	資本金	3,000
	利益剰余金	△55,288
	繰越利益剰余金	△55,288
	（うち当期純利益）	(111,043)
	負債・純資産合計	262,741

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号
アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭアリエス特定目的会社
取締役　長尾　誠

第３期決算公告

令和７年５月９日

東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階

ＪＭアリエス特定目的会社

取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	19,220,952	流動負債	225,068
投資有価証券	19,220,952	固定負債	10,960,800
特定資産合計	19,220,952	負債合計	11,185,868
その他資産	501,962	社員資本	8,537,047
流動資産	409,828	特定資本金	100
固定資産	85,315	優先資本金	8,450,458
繰延資産	6,820	剰余金	86,489
		当期未処分利益	86,489
その他資産合計	501,962	純資産合計	8,537,047
資産合計	19,722,915	負債・純資産合計	19,722,915

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	285,367
営業費用	132,396
営業利益	152,972
営業外損益	△215
経常利益	152,756
税引前当期純利益	152,756
法人税、住民税及び事業税	2,448
当期純利益	150,308

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

宮城県仙台市若林区白萩町二八番二五号
（甲）株式会社フルタウン
代表取締役　三塚　孝二

埼玉県さいたま市緑区美園六丁目三〇番地二二
（乙）株式会社ハウスストーリー
代表取締役　三塚　孝二

第３期決算公告

令和７年５月９日

埼玉県さいたま市緑区美園六丁目30番地22

株式会社ハウスストーリー

代表取締役　三塚　孝二

貸借対照表の要旨

（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,703
	固定資産	4,607
	合計	35,311
負純資産債及の部	流動負債	12,516
	固定負債	19,589
	株主資本	3,205
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,205
	その他利益剰余金	2,205
	（うち当期純利益）	(9,994)
	合計	35,311

第14期決算公告

令和７年５月９日

宮城県仙台市若林区白萩町28番25号

株式会社フルタウン

代表取締役　三塚　孝二

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,642,269
	固定資産	859,010
	繰延資産	307
	合計	2,501,588
負純資産債及の部	流動負債	799,449
	固定負債	1,470,993
	株主資本	231,145
	資本金	10,000
	利益剰余金	221,145
	その他利益剰余金	221,145
	（うち当期純利益）	(72,645)
	合計	2,501,588

第 35 期 決 算 公 告

令和７年３月28日　福岡県福岡市中央区大宮二丁目１番１号

株式会社ヴェントゥーノ

代表取締役　中野　勇人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,211,626	流動負債	1,038,815
固定資産	3,387,584	固定負債	3,228,179
		株主資本	1,334,723
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,339,893
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,334,893
		（うち当期純損失）	(488,602)
		自己株式	△25,170
		評価・換算差額等	△2,507
		その他有価証券評価差額金	△2,507
資産合計	5,599,210	負債・純資産合計	5,599,210

第 32 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都杉並区和泉１―22―19 朝日生命代田橋ビル２Ｆ

アイデックスラボラトリーズ株式会社

代表取締役社長　小野田充利

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,959	流動負債	1,181
固定資産	3,945	固定負債	2,652
有形固定資産	1,189	負債合計	3,833
無形固定資産	337	株主資本	4,071
投資その他の資産	2,419	資本金	350
		資本剰余金	100
		利益剰余金	3,621
		その他利益剰余金	3,621
		（うち当期純利益）	(792)
		純資産合計	4,071
資産合計	7,904	負債・純資産合計	7,904

第 4 期 決 算 公 告

2025年５月９日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ―53

代表取締役　竹井　友二

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	159	流動負債	167
固定資産	25,966	固定負債	12,000
		株主資本	13,812
		資本金	100
		資本剰余金	13,977
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	13,952
		利益剰余金	△264
		その他利益剰余金	△264
		（うち当期純損失）	(148)
		新株予約権	145
資産合計	26,125	負債・純資産合計	26,125

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月９日

東京都中央区日本橋室町四丁目３番９号

Song Bidco合同会社

代表社員　Song Holdings合同会社

職務執行者　コルム・ジョン・オコネル

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,596	流動負債	302
固定資産	85,182,145	負債合計	302
		社員資本	85,186,440
		資本金	100
		資本剰余金	85,189,900
		その他資本剰余金	85,189,900
		利益剰余金	△3,560
		その他利益剰余金	△3,560
		（うち当期純損失）	(3,560)
		純資産合計	85,186,440
資産合計	85,186,742	負債・純資産合計	85,186,742

第 6 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都千代田区神田和泉町一丁目６番16号 ヤマトビル405号

TWG Japan株式会社

代表取締役　リサ・マクレラン・トーマス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,966	流動負債	2,483
固定資産	93	固定負債	701
有形固定資産	22	負債合計	3,185
無形固定資産	0	株主資本	△125
投資その他の資産	69	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	△135
		その他利益剰余金	△135
		（うち当期純利益）	(45)
		純資産合計	△125
資産合計	3,060	負債・純資産合計	3,060

第 13 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号 丸の内トラストタワー本館10階

株式会社トライグル

代表取締役　櫻井　孝佑

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	223	流動負債	512
固定資産	136	固定負債	226
		負債合計	738
		株主資本	△378
		資本金	7
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	△388
		その他利益剰余金	△388
		（うち当期純損失）	(176)
		純資産合計	△378
資産合計	360	負債・純資産合計	360

第 97 期 決 算 公 告

2025年５月９日　広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

ツネイシホールディングス株式会社

代表取締役　神原　勝成

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	53,554	流動負債	74,188
固定資産	76,447	賞与引当金	11
有形固定資産	4,985	固定負債	38,489
無形固定資産	230	役員退職慰労引当金	5
投資その他の資産	71,230	退職給付引当金	17
		負債合計	112,677
		株主資本	17,301
		資本金	100
		利益剰余金	17,201
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	17,156
		評価・換算差額等	22
		その他有価証券評価差額金	△ 57
		土地再評価差額金	80
		純資産合計	17,324
資産合計	130,002	負債・純資産合計	130,002

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	21,066	経常利益	4,411
売上原価	309	特別利益	314
売上総利益	20,756	特別損失	55
販売費及び一般管理費	16,457	税引前当期純利益	4,669
営業利益	4,299	法人税、住民税及び事業税	1,834
営業外収益	619	法人税等調整額	△ 52
営業外費用	507	当期純利益	2,887

第49期決算公告　　令和７年５月９日
横浜市泉区上飯田町2133番地10
株式会社ファシネーション
代表取締役　尹　誠悟

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	129
	固定資産	466
	繰延資産	1
	合計	597
負純資産の債及び部	流動負債	106
	固定負債	864
	株主資本	△373
	資本金	10
	資本剰余金	28
	その他資本剰余金	28
	利益剰余金	△411
	その他利益剰余金	△411
	（うち当期純利益）	(71)
	合計	597

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社明治（乙、住所横浜市南区大岡二丁目三番一九号）の遊技場（所在横浜市南区大岡二丁目三番一九号、名称メイジワールド）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月九日
横浜市泉区上飯田町二一三三番地一〇
株式会社ファシネーション
代表取締役　尹　誠悟

第６期決算公告　　令和７年３月28日
福岡県福岡市西区元岡744
株式会社九大アグリベンチャー
代表取締役　中溝　公次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,842
	資産合計	5,842
負純資産の債及び部	流動負債	71
	株主資本	5,771
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,229
	その他利益剰余金	△4,229
	（うち当期純損失）	(471)
	負債・純資産合計	5,842

第39期決算公告

令和７年５月９日　　愛媛県新居浜市高木町３番13号
株式会社日光商事
代表取締役　川井　祐介

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,666	流動負債	4,890
固定資産	20,732	固定負債	18,302
繰延資産	9	株主資本	4,214
		資本金	10
		利益剰余金	4,204
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,202
資産合計	27,408	負債・純資産合計	27,408

損益計算書の要旨
（自　令和５年７月１日　至　令和６年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	38,483
売上原価	30,192
売上総利益	8,290
販売費及び一般管理費	8,208
営業利益	82
営業外収益	1,145
営業外費用	134
経常利益	1,092
特別損失	1,455
税引前当期純損失	363
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	363

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月九日
群馬県高崎市吉井町神保一二九五番地
東京精密管株式会社
代表取締役　三木　成道

第74期決算公告

令和７年５月９日
群馬県高崎市吉井町神保1295番地
東京精密管株式会社
代表取締役　三木　成道

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,305
	固定資産	1,984
	資産合計	4,290
負債及び純資産の部	流動負債	243
	うち賞与引当金	17
	固定負債	81
	うち退職給付引当金	41
	負債合計	324
	株主資本	3,966
	資本金	90
	資本剰余金	216
	資本準備金	213
	その他資本剰余金	3
	利益剰余金	4,095
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	4,079
	（うち当期純利益）	(102)
	自己株式	△435
	純資産合計	3,966
	負債・純資産合計	4,290

第21期決算公告

令和７年５月９日
長野県長野市大字安茂里526番地63
株式会社ティースリー
代表取締役　片桐　克寿

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,863
	固定資産	29,159
	合計	44,023
負純資産の債及び部	流動負債	14,951
	固定負債	17,143
	株主資本	11,928
	資本金	12,000
	利益剰余金	△71
	その他利益剰余金	△71
	（うち当期純損失）	(78)
	合計	44,023

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和七年五月九日
長野県長野市大字安茂里五二六番地六三
（甲）株式会社ティースリー
代表取締役　片桐　克寿
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号
（乙）ギンザＢＢ株式会社
代表取締役　片桐　克寿
長野県長野市松代町東条八〇二番地
（丙）シナジー株式会社
代表取締役　片桐　克寿

第４期決算公告

令和７年５月９日
長野県長野市松代町東条802番地
シナジー株式会社
代表取締役　片桐　克寿

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,472
	固定資産	3,334
	合計	8,806
負純資産の債及び部	流動負債	1,086
	株主資本	7,720
	資本金	9,000
	利益剰余金	△1,279
	その他利益剰余金	△1,279
	（うち当期純損失）	(1,273)
	合計	8,806

令和７年５月９日
東京都中央区銀座１丁目22番11号
ギンザＢＢ株式会社
代表取締役　片桐　克寿

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	878
	固定資産	1,435
	合計	2,313
負純資産の債及び部	流動負債	1,357
	株主資本	956
	資本金	1,000
	利益剰余金	△43
	その他利益剰余金	△43
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	2,313

令和６年度決算公告

令和７年３月25日
東京都千代田区永田町一丁目11番23号
一般財団法人 自由民主会館
代表理事　石破　茂

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	102,086
	固定資産	30,270
	合計	132,357
負味債財及産びの正部	流動負債	8,160
	固定負債	20,495
	負債合計	28,656
	基金	—
	指定正味財産	4,000
	一般正味財産	99,700
	正味財産合計	103,700
	合計	132,357

決　算　公　告

令和７年５月９日
京都市中京区新京極通蛸薬師下る東側町501番地３松やビル２階
ヒロガル株式会社
代表取締役　小田　滉稀

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	60,990
	固定資産	74,721
	繰延資産	877
	合計	136,588
負純資産債及の部び	流動負債	119,274
	株主資本	17,313
	資本金	6,000
	利益剰余金	11,313
	その他利益剰余金	11,313
	（うち当期純利益）	(29,562)
	合計	136,588

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するヒロガル株式会社（住所京都市中京区新京極通蛸薬師下る東側町五〇一番地三松やビル二階）に対して当社の営む肉のおだきち伏見稲荷本店及びそらつき伏見稲荷店における飲食店事業を除くすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日
京都市中京区新京極通蛸薬師下る東側町五〇一番地三松やビル二階
ヒロガル株式会社
代表取締役　小田　滉稀

第48期決算公告

令和７年５月９日
鳥取市徳尾189番地１
グレース株式会社
代表取締役　山根　敏樹

貸借対照表の要旨（2024年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	633
	固定資産	1,261
	合計	1,895
負純資産債及の部び	流動負債	622
	固定負債	597
	株主資本	674
	資本金	20
	資本剰余金	359
	利益剰余金	294
	（うち当期純利益）	(27)
	合計	1,895

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十一日
掲載頁　一二九頁（号外第三五号）

令和七年五月九日
鳥取市徳尾一八九番地一
（甲）グレース株式会社
代表取締役　山根　敏樹
鳥取県八頭郡八頭町宮谷二四九番地三
（乙）やず市場株式会社
代表取締役　田崎　宏親

第53期決算公告

令和７年５月９日

神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目５番１号

株式会社ギオン

代表取締役　祇園彬之介

代表取締役　祇園　義久

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,435,190
	固定資産	13,010,516
	資産合計	21,445,706
負債及び純資産の部	流動負債	4,981,940
	賞与引当金	307,308
	固定負債	817,535
	退職給付引当金	90,666
	役員退職慰労引当金	244,579
	負債合計	5,799,475
	株主資本	15,646,230
	資本金	46,720
	資本剰余金	343,964
	資本準備金	33,780
	その他資本剰余金	310,184
	利益剰余金	15,257,814
	利益準備金	11,900
	その他利益剰余金	15,245,914
	（うち当期純利益）	(1,203,636)
	自己株式	△2,268
	純資産合計	15,646,230
	負債・純資産合計	21,445,706

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和七年五月九日
神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目五番一号
（甲）株式会社ギオン
代表取締役　祇園彬之介
代表取締役　祇園　義久
神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目五番一号
（乙）株式会社ユニテックス
代表取締役　祇園彬之介

第27期決算公告

令和７年５月９日
神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目５番１号
株式会社ユニテックス
代表取締役　祇園彬之介

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	278,035	流動負債	97,752
固定資産	17,975	賞与引当金	4,998
		固定負債	16,352
		退職給付引当金	120
		役員退職慰労引当金	11,375
		株主資本	181,905
		資本金	30,000
		利益剰余金	151,905
		その他利益剰余金	151,905
		（うち当期純損失）	(16,569)
資産合計	296,011	負債・純資産合計	296,011

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

岡山市北区下伊福上町八番二〇号

（甲）ＳＡＮＹＯ　ＨＤ株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

岡山市北区下伊福上町八番二〇号

（乙）サンヨーマネージメント株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

第１期決算公告

令和７年５月９日

岡山市北区下伊福上町８番20号

ＳＡＮＹＯ　ＨＤ株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,827
	固定資産	460,446
	合計	486,273
負純資産及び部	流動負債	27,558
	固定負債	0
	株主資本	458,715
	資本金	30,000
	資本剰余金	427,446
	その他資本剰余金	427,446
	利益剰余金	1,268
	その他利益剰余金	1,268
	（うち当期純利益）	(1,268)
	合計	486,273

第４期決算公告

令和７年５月９日

岡山市北区下伊福上町８番20号

サンヨーマネージメント株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,906
	固定資産	0
	合計	2,906
負純資産及び部	流動負債	249
	固定負債	0
	株主資本	2,657
	資本金	3,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△343
	その他利益剰余金	△343
	（うち当期純損失）	(426)
	合計	2,906

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月九日

東京都葛飾区西新小岩一丁目二番六号

（甲）三洋環境株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

東京都千代田区神田須田町一丁目二六番地の二

（乙）サンリツテクノス株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

第34期決算公告

令和７年５月９日

東京都葛飾区西新小岩一丁目２番６号

三洋環境株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247,111
	固定資産	464,424
	繰延資産	107
	合計	711,642
負純資産及び部	流動負債	203,584
	固定負債	340,192
	株主資本	167,866
	資本金	10,000
	利益剰余金	204,905
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	204,665
	（うち当期純利益）	(78,791)
	自己株式	△47,040
	合計	711,642

第50期決算公告

令和７年５月９日

東京都千代田区神田須田町一丁目26番地の２

サンリツテクノス株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	143,184
	固定資産	14,329
	合計	157,513
負純資産及び部	流動負債	35,113
	固定負債	0
	株主資本	122,400
	資本金	20,000
	利益剰余金	306,896
	利益準備金	5,000
	繰越利益剰余金	301,896
	（うち当期純損失）	(76,828)
	自己株式	△204,495
	合計	157,513

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、甲、乙、丙の株主総会の承認決議は令和七年四月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月九日

東京都北区赤羽北三丁目三番二〇―三〇七号

代表取締役　石井　司

（甲）株式会社宇富興産

東京都北区赤羽北三丁目三番二〇―三〇七号

（乙）株式会社ジェイランド

代表取締役　石井　司

埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目七九四番地

（丙）株式会社テラ・クオン

代表取締役　岡田　徳裕

第32期決算公告

令和７年５月９日

東京都北区赤羽北三丁目３番20―307号

株式会社宇富興産

代表取締役　石井　司

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,147,100
	固定資産	674,984
	資産合計	2,822,084
負純資産及び部	流動負債	1,521,091
	固定負債	3,543
	負債合計	1,524,634
	株主資本	1,297,450
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△8,702,550
	その他利益剰余金	△8,702,550
	（うち当期純利益）	(477,812)
	純資産合計	1,297,450
	負債・純資産合計	2,822,084

第６期決算公告

令和７年５月９日

東京都北区赤羽北三丁目３番20―307号

株式会社ジェイランド

代表取締役　石井　司

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	16,174,725
	固定資産	50,736,120
	繰延資産	243,087
	資産合計	67,153,932
負純資産及び部	流動負債	313,984
	固定負債	97,080,538
	負債合計	97,394,522
	株主資本	△30,240,590
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△31,240,590
	その他利益剰余金	△31,240,590
	（うち当期純利益）	(179,609)
	純資産合計	△30,240,590
	負債・純資産合計	67,153,932

第２期決算公告

令和７年５月９日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目794番地

株式会社テラ・クオン

代表取締役　岡田　徳裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	678,663
	固定資産	46,314,700
	資産合計	46,993,363
負純資産及び部	流動負債	40,000,000
	固定負債	0
	負債合計	40,000,000
	株主資本	6,993,363
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△3,006,637
	その他利益剰余金	△3,006,637
	（うち当期純損失）	(371,735)
	純資産合計	6,993,363
	負債・純資産合計	46,993,363